

## つがるブランド推進会議後援等の承認に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、つがるブランド推進会議（以下「推進会議」という。）以外の者の主催する各種事業等（以下「事業」という。）に対する後援等の承認に係る事務その他の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 推進会議が事業の趣旨に賛同し、その実施に当たって推進会議の名義の使用を承認するとともに、当該事業の周知に関し協力することをいう。
- (2) 共催 推進会議が事業の趣旨に賛同し、その実施に係る企画又は運営において、主体的に人的支援その他の必要な援助を行い、当該事業の一部を分担することをいう。
- (3) 協賛 推進会議が事業の趣旨に賛同し、企画又は実施に直接参画しないが、共催に準じて取り扱うことをいう。
- (4) 会長賞 事業を主催する者が作成した賞状への会長職印の押印をすることをいう。
- (5) 後援等 後援、共催、協賛及び会長賞をいう。

### (支援内容)

第3条 後援等に関する支援内容は、別表のとおりとする。

### (事業主催者)

第4条 後援等の承認を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「主催者」という。）でなければならない。

- (1) 国又は公共団体
- (2) 公益法人又は公共的団体
- (3) 前各号に掲げるもののほかその存在が明らかで、事業が適切に遂行できると会長が認めた団体

### (対象事業)

第5条 会長が後援等を承認することができる事業は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教活動又は宗教的目的を有するもの
- (2) 政治活動又は政治的目的を有するもの
- (3) 暴力団との関係のあるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- (5) 事業の実施の確実性が客観的に疑われるもの
- (6) ブランド推進会議施策の推進の妨げになるおそれのあるもの
- (7) その他会長が不相当と認めたもの

(申請及び承認)

第6条 推進会議の後援等の承認を受けようとする主催者は、事業の開催日の1月前までにつがるブランド推進会議後援等承認申請書(様式第1号)により、会長に申請するものとする。ただし、会長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 会長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、後援等の承認の可否を決定し、及びつがるブランド推進会議後援等承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該主催者に通知するものとする。

3 会長は、必要があると認めた場合は、前項の承認において、条件を付すことができる。

(事業内容の変更等)

第7条 前条第2項の規定により後援等の承認を受けた主催者は、申請時の事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに書面で当該変更又は中止について、会長に届け出なければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、口頭をもって行うことができる。

(実績報告)

第8条 会長は、必要があると認めるときは主催者に対し、つがるブランド推進会議後援等実績報告書(様式第3号)の提出を求めることができる。

(承認の期間)

第9条 後援等の承認期間は、承認を通知した日から承認を受けた事業が完了する日までとする。

(後援等の取消し)

第10条 会長は、後援等の承認を決定した事業について、当該事業の実施前に第5条各号のいずれかに該当すると認めたときは、つがるブランド推進会議後援等取消通知書(様式第4号)により、後援等の承認決定を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により後援等の承認決定を取り消したときは、当該主催者に係る以後の事業について、後援等の承認をしないことができる。

(免責)

第11条 後援等の承認又は取消しによって生じた損害については、推進会議はその責を負わない。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に申請している事業に対する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第 3 条関係）

項目		内容
名義使用		主催者作成の事業周知チラシ等への名義使用
事業周知		推進会議WEBサイト等広報媒体での事業周知
人的支援		推進会議事務局員の派遣等
会長職印押印		賞状等への会長職印押印
その他の援助	協賛金	限度額 30 万円
	協賛品	つがるブランド農産物、マスコットキャラクターグッズ等
	その他	会長が特に必要と認めたもの